



埼玉県報

第2174号

平成22年4月13日

火曜日

目次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業支援課\)](#)
- [中条星宮土地改良区役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [種足野通川土地改良区の役員就退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [事務所の所在またはその業者の所在が確知できない宅地建物取引業者\(建築安全課\)](#)
- [県道石坂高坂停車場線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道大野東松山線の道路区域の変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道大野東松山線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道今泉東松山線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道小八林久保田下青鳥線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道下早見菖蒲線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

○ [古物商許可取消処分^の告示\(生活安全企画課\)](#)

○ [古物商許可取消処分^の告示\(生活安全企画課\)](#)

正誤

○ [埼玉県・埼玉県公営企業・埼玉県病院事業・埼玉県流域下水道事業・埼玉県教育委員会・
埼玉県警察本部訓令第二号中訂正\(文書課\)](#)

○ [埼玉県流域下水道事業管理規程第五号中訂正\(下水道管理課\)](#)

告 示

埼玉県告示第五百八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年四月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人就労支援スマイルワーク

三 代表者の氏名

武藤 五郎

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鴻巣市栄町二番二号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、障害者、高齢者又は中高年者向けの職業能力開発・形成のための講座の開設、就業を促進させるための調査研究、就業情報収集、交流活動等の事業を行なうことで、就業の機会を創出するとともに、地域社会の環境保全のための清掃活動を通じて、産業・経済の発展と社会の安定に寄与することを目的とする。但し、職業紹介事業及び労働者派遣事業については、障害者、高齢者又は中高年者に限定しない。

（変更後）この法人は、障害者・自立困難な青少年等に対し、職業能力の向上及び就業機会の拡充等の諸支援を行うことにより、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで、福祉の増進と社会の安定に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百九十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年四月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉国際人材交流センター

三 代表者の氏名

荒木 幹光

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市中央区下落合五丁目一四番二一〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は埼玉を本拠地として、国内はもとより世界各国に対する人材育成支援活動を行うことにより、知的付加価値を造り出せる人材の流動化を促進し人間性豊かな自信と誇りを持った県民を育成し、発展する経済や豊かな社会、及び高い文化を持った埼玉の実現に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第五百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社イトーヨーカ堂 春日部店

春日部市中央一丁目十三番一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

（変更前）株式会社 大塚家具

代表取締役 大塚勝久

東京都江東区有明三丁目一番

（変更後）株式会社 大塚家具

代表取締役 大塚久美子

東京都江東区有明三丁目六番十一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂他 計十七社

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂他 計十五社

ハ 変更年月日

平成二十一年三月二十七日 他

ニ 届出年月日

平成二十二年三月十二日

三 縦覧期間

平成二十二年四月十三日から平成二十二年八月十三日まで

四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

五 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年四月十三日から平成二十二年八月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第五百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ララガーデン春日部

春日部市南一丁目一番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者名

（変更前）株式会社京成ストア他 計五十七社

（変更後）株式会社京成ストア他 計五十四社

ハ 変更年月日

平成二十二年二月二十八日

ニ 届出年月日

平成二十二年三月二十四日

二 縦覧期間

平成二十二年四月十三日から平成二十二年八月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年四月十三日から平成二十二年八月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告示

埼玉県告示第五百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

上高野ショッピングセンターA棟

幸手市大字上高野字本村前八百十二番地 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者名

（変更前）株式会社コナカ

代表取締役 湖中謙介

神奈川県横浜市戸塚区品濃町五百十七ー一

（変更後）株式会社マックハウス

代表取締役 舟橋浩司

東京都杉並区梅里一丁目七番七号

株式会社エーピーシーマート

代表取締役 野口実

東京都渋谷区神南一丁目十一番五号

株式会社フォーユー

代表取締役 清水孝浩

香川県高松市今里二丁目十六番地一

アイジャパン株式会社

代表取締役 澤田泰行

さいたま市北区宮原一丁目五百五番地一

ハ 変更年月日

平成二十一年五月二十三日

二 届出年月日

平成二十二年三月二十五日

ニ 縦覧期間

平成二十二年四月十三日から平成二十二年八月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年四月十三日から平成二十二年八月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第五百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、中条星宮土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	吉 野 覺 也	熊谷市上中条一四三四番地一

告示

埼玉県告示第五百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、種足野通川土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	吉田和雄	加須市上種足一三〇五番地
同	根岸榮一	同 中種足九八四番地
同	肥留川宏一	鴻巣市郷地二六一五番地
同	中島茂	同 笠原七八五番地三
同	森田久	同 一九五四番地
同	高橋保雄	同 二四三六番地
同	笹本清	同 二五〇一番地一
同	岩崎好男	同 二一九四番地二
同	木村政吉	同 一六四四番地
同	笹本始	同 郷地四七一番地二
同	山壁好男	久喜市菖蒲町小林三一六番地
同	黒巢宇吉	鴻巣市境三八二番地
同	祀夫	加須市下種足三六番地
同	加藤保夫	同 五〇三番地
同	松村廣司	同 中種足二一九八番地
同	谷部美知雄	同 一〇〇四番地
同	柿沼夫	同 六九番地
同	新井武夫	同 一三一八番地
同	福田彌一	同 二六六三番地
同	石川幸作	同 上種足二二四一番地
同	平野三郎	同 一〇九七番地
同	藤井浩一	同 一四一三番地
同	野口勝司	同 一四六五番地一
同	柿沼昭次	同 一六七六番地
同	栗原成志	同 三〇六八番地

職名	氏名	住所
理事	吉田和雄	加須市上種足一三〇五番地
同	笹本始	鴻巣市郷地四七一番地二
同	根岸榮一	加須市中種足九八四番地
同	中島茂	鴻巣市笠原七八五番地三
同	森田久	同 一九五四番地
同	高橋保雄	同 二四三六番地
同	長島一久	同 二七七九番地
同	長島富雄	同 二二〇九番地三二二
同	肥留川宏一	同 郷地二六一五番地
同	木村政吉	同 笠原一六四四番地
同	高橋常雄	久喜市菖蒲町新堀四二一番地
同	関根正	鴻巣市境四三八番地
同	山崎忠雄	加須市下種足三六番地
同	谷部美知雄	同 同 四七八番地
同	松村廣司	同 中種足一〇〇四番地
同	柿沼夫	同 同 二一九八番地
同	伊藤正義	同 同 六九番地
同	福田彌一	同 同 九五一番地
同	石川幸作	同 中種足二六六三番地
同	平野三郎	同 上種足一二四一番地
同	藤井浩一	同 同 一〇九七番地
同	野口勝司	同 同 一四一三番地
同	柿沼昭次	同 同 一四六五番地一
同	栗原成志	同 同 一六七六番地
同	渡邊直美	同 同 三〇六八番地
同	細野安一	同 同 中種足三三四二番地
同	細野安一	同 同 上種足三三一五番地
同	細野安一	同 同 上種足三三一五番地

二一退任

同	小川保夫	加須市中種足六九一番地一
同	中根眞石	鴻巣市郷地一三四番地
監事	野口清壽	同 同 一四六八番地
同	細野安一	同 同 上種足三三一五番地
理事	渡邊直美	加須市中種足三三四二番地

同 同 監
小 中 事
川 根 野
保 眞 口
夫 石 清
壽

加須市中種足六九一番地一
鴻巣市郷地一三四番地
加須市上種足一四六八番地

告示

埼玉県告示第五百九十六号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条の規定に基づき公告する。

平成二十二年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称	氏名 （法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
株式会社ハートフィールズ	小野 将治	さいたま市大宮区櫛引町一丁目七三一番三号

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年四月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

路線名	石坂高坂停車場線
供用開始の区間	比企郡鳩山町大字石坂字年中二四六番一地从先から東松山市大字田木字立野一〇番一地从先まで
供用開始の期日	平成二十二年四月十三日
備考	平成二十一年三月二十七日埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長四九〇・四〇メートル

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年四月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

一 道路の種類 県道

二 道路 線 名 大野東松山線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	比企郡ときがわ町大字西平字横道 三〇〇五番一地先から同郡同町大	区 間
八・五〇	二八・五〇 八・五〇	敷地の幅員 (メートル)
	一七一・〇〇	延 長 (メートル)
	地方特定道路(改築) 築(整備工事)(曲玉谷橋・取付道路工)	備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年四月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

<p>大野東松山線</p>	<p>路線名</p>
<p>比企郡ときがわ町大字西平字横道三〇〇五番一地先から同郡同町大字西平字曲玉谷二九一二番三地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年四月十三日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長 一七一・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年四月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

<p>今泉東松山線</p>	<p>路線名</p>
<p>比企郡吉見町大字中新井字天神 前六七五番一地从先から同郡同町 大字御所字稻荷前一四六番一地从 先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年四月十三日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長 五八・〇〇 メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年四月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

<p>小八林久保田下青鳥線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>比企郡吉見町大字中新井字天神 前六七五番一地从先から同郡同町 大字中新井字天神前六七八番一 地从先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年四月十三日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長 六二・〇〇 メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十二年四月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎 英治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 下早見菖蒲線
- 三 道路の区域

旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
久喜市大字下早見字内谷一八五七番 四地先から同市大字下早見字内谷一 八六八番一地先まで			区 間
一三・一四 一四・七一	一八・二八 二一・一九	敷地の幅員 (メートル)	
一三〇・〇〇	二二八・二六	延長 (メートル)	
平成二十一年十一月十日付け埼 玉県杉戸県土整備事務所長告示 第六十八号で供用開始した圏央 道建設工事に伴う迂回路(旧B) の廃止。			備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年四月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年三月十九日

指令川建セ第二一〇一五一〇号

二 検査済証番号

平成二十二年四月七日

川建セ第二二〇〇〇二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字西荒井後六五〇番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新座市本多一丁目一四番二二 四〇七号

伊藤 浩輔

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年四月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十一年十二月十四日

指令川建セ第二一〇一二八〇号

二 検査済証番号

平成二十二年四月八日

川建セ第二二〇〇〇一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字上伊草字中井一三二五一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川越市脇田町二七一二

千代田ホーム株式会社

代表取締役 中川 光男

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年四月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年三月十九日

指令川建セ第二一〇一七四〇号

二 検査済証番号

平成二十二年四月九日

川建セ第二一〇一九〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字高根八一四 五、 六、 八、 九

八一六 三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字月輪七九七番地四

株式会社 武蔵鉄工

代表取締役 林 茂

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年四月十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十二年三月十六日

指令越建セ第二一〇一九二〇号

二 検査済証番号

平成二十二年四月八日

越建セ第一〇 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北 飾郡杉戸町大字鷺巣字寺前三八〇 二七、三〇、三八一 八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北 飾郡杉戸町大字鷺巣三八一番地八

川崎 晃

告 示

埼玉県公安委員会告示第109号

次の者に送達する書類（平成22年3月17日付け埼玉県公安委員会指令甲第96号）を埼玉県警察本部生活安全部生活安全企画課に保管してあるので、出頭の上、交付を受けられたい。

平成22年4月13日

埼玉県公安委員会委員長 高 梨 邦 彦

1 送達を受けるべき者

埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目15番地14 リビエールⅡ103

土佐 真佐弘

2 書類を保管する機関の所在地及び連絡先

(1) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(2) 048-832-0110（内線3036）

3 到達の日

平成22年4月27日（火）をもって、法律上、当該書類が送達を受けるべき者に到達したものとみなす。

告 示

埼玉県公安委員会告示第110号

次の者に送達する書類（平成22年3月17日付け埼玉県公安委員会指令甲第97号）を埼玉県警察本部生活安全部生活安全企画課に保管してあるので、出頭の上、交付を受けられたい。

平成22年4月13日

埼玉県公安委員会委員長 高 梨 邦 彦

1 送達を受けるべき者

埼玉県ふじみ野市上野台2丁目3番83棟302号

西村 章一

2 書類を保管する機関の所在地及び連絡先

(1) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(2) 048-832-0110（内線3036）

3 到達の日

平成22年4月27日（火）をもって、法律上、当該書類が送達を受けるべき者に到達したものとみなす。

正 誤

埼 玉 県

埼 玉 県 公 営 企 業

埼 玉 県 病 院 事 業

埼 玉 県 流 域 下 水 道 事 業

訓令第二号(平成二十二年三月三十日第二千七百七十号)中訂正

埼 玉 県 教 育 委 員 会

埼 玉 県 警 察 本 部

ペー
ジ

一

誤

埼 玉 県 公 営 企 業 管 理 者

口 和 男

正

埼 玉 県 公 営 企 業 管 理 者

樋 口 和 男

正 誤

埼玉県流域下水道事業管理規程第五号(平成二十二年三月三十日第二千百七十号)
中訂正

ページ 表中
八 表題

誤

流域下水道事業企業職給料表級別職務区分表

正

下水道企業職給料表級別職務区分表